

CSW (コミュニティソーシャルワーカー)

COW (社協地域担当職員)

重層的支援体制整備事業

令和6年度

活動報告書

～地域で支えあい、共に生きる安心と
活力のある福祉コミュニティづくりをめざして～



目 次

1. 令和6年度 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）・コミュニティワーカー（COW）・ 重層的支援体制整備事業、活動報告書の発行にあたって	
1) はじめに（福祉部長）	1
2) 新崎先生より	2
2. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について	4
3. CSWへの地域の方や専門機関からのメッセージ	6
4. CSWへの相談件数と主な内容について	
1) 相談者による分類	8
2) 援護を必要とする者（要援護者）の年齢区分	8
3) 援護を必要とする者（要援護者）による分類	9
4) 相談内容による分類	9
5) 電話対応で連携した機関	11
6) コーディネート	12
5. 令和6年度 コミュニティソーシャルワーカーの支援事例	
1) 不登校になっている高校生への支援事例	13
2) 民生委員の見守りから予防的支援につながった事例	14
3) 原因不明の身体症状を訴える精神疾患の方に対応した事例	15
4) 複合多問題を抱える世帯を関係機関と連携し支援した事例	16
6. 地域福祉ネットワーク推進会議について	19
7. 地域との協働 東大阪市校区福祉委員会	20
8. コミュニティワーカー（COW）の主な活動内容について	23
9. 重層的支援体制整備事業について	24
10. いきいきネット相談支援センター福祉の出張相談コーナー	28

はじめに

本市では、「子どもファースト」施策の推進に取り組んでおり、「令和6年度のひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル」では、「子どもファースト実現と高齢者のウェルビーイング（生きがいや幸福感）向上の両立をめざしたまちづくり」をテーマとして、子どもにとっても、高齢者にとっても住みやすいまちの姿を広く市民の方々に考えていただく機会を持ちました。この市民会議では、参加者から様々な意見が出され、地域に関心を持ち、積極的にイベント等に参加することが重要であるとの声が多く寄せられました。地域社会の連帯感が希薄化する中で、地域に対する関心を高め、つながりを作ることが求められていると強く感じております。私たちは、地域づくりにおいて人と人とのつながりを作るための役割を担っている社会福祉協議会地域担当職員（COW）とも連携し、地域の活性化に努めてまいります。

また、令和4年度より開始した「重層的支援体制整備事業」においては、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が散見され、特に教育機関からの相談が増加しております。このような状況を受けて、学校に配置されているスクールソーシャルワーカー（SSW）との交流会を実施し、教育機関が開催する勉強会にも参加するなど、連携強化に努めております。また、地域全体で支え合うネットワークづくりを進めており、地域福祉ネットワーク推進会議を開催することで、様々な関係機関との連携を図っています。

最後に、CSW活動連絡会の創設期から長年にわたりスーパーバイザーとしてご指導いただきありがとうございます新崎国広先生に心より感謝申し上げます。今後もなお一層、CSWとCOWが多職種連携・地域協働を具体化するコーディネーターとして活躍できるよう、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月
東大阪市福祉部長

「社会的孤立・孤独に抗う重層CSW・CSW・COW」

ふくしと教育の実践研究所SOLA主宰 新崎 国広(社会福祉士)

1. 深刻化する社会的孤立

平成22（2010）年1月31日にNHKスペシャル「**無縁社会**（むえんしゃかい）～“無縁死” 3万2千年の衝撃～」が放映され、単身世帯が増えるに伴ってリスクが増える、新たな死「無縁死＝孤立死」をたどっていくと、人と人との関係が希薄となり「絆を失った社会」に変化している現状が指摘されました。番組は、大きな社会問題となりました。このような社会的孤立の問題は、コロナ禍の影響も甚大で、15年後の現在も社会的孤立の問題はますます深刻化を増しています。

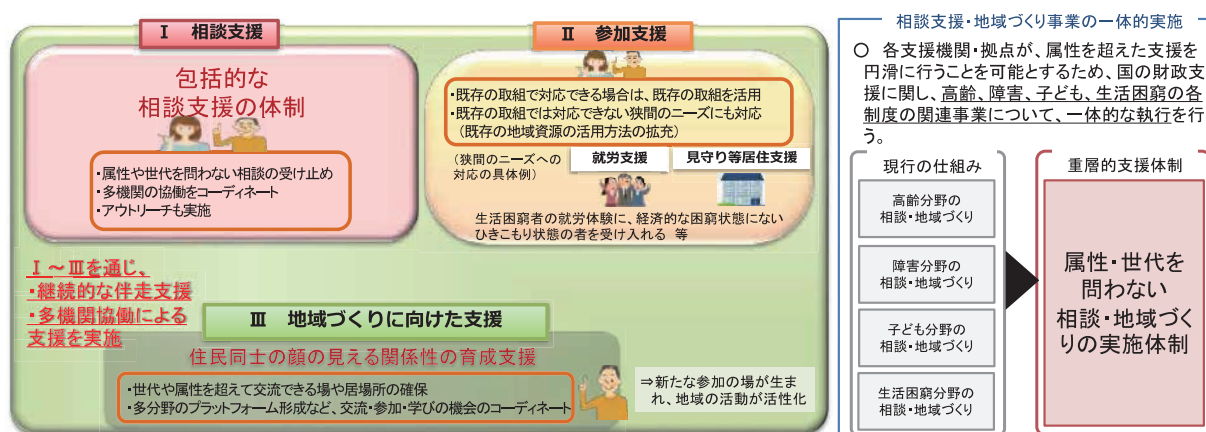
このような状況もあり、平成29（2017）年と令和2（2020）年といった短期間に社会福祉法の改正が2回行われました。まず、平成29（2017）年の社会福祉法の改正では、第6条の2項に「地方公共団体の責務として包括的な支援体制づくりに努めること」が明記され地域福祉の推進における行政の努力義務が明文化されました(平成30(2018)年4月1日施行)。その後、令和2(2020)年には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、令和3(2021)年4月から施行されました。

最近では、孤独孤立対策推進法が、令和6年4月1日に施行されました。この法律は、社会的孤立や孤独に対する包括的な対策を推進するための法律です。孤独・孤立対策推進法は、孤独や孤立に悩む人々が安心して生活できる社会を実現するために、孤独や孤立が人々にもたらす精神的、身体的な健康への悪影響を軽減し、社会的なつながりを強化することを目的としています。具体的には、地域社会での支援活動の促進、孤独や孤立に関する調査研究の推進、そして孤独や孤立に対する啓発活動や支援の強化が含まれます。この法律の施行により、孤独や孤立に悩む人々が適切な支援を受けられるようになることが期待されています。

しかし、見方を変えると、法律で規定しなければいけないほど、社会的孤立に陥る人々の状況や人と人とのつながりの希薄化が深刻化しているとも言えます。東大阪市重層CSW・CSW・COWは、このような孤独や孤立に悩む人々に寄り添い、社会的孤立に抗う専門職として日々、実践を行っています。

2. 社会的孤立・孤独に抗う重層CSW・CSW・COW

前述の「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の第106条の3に、「重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の实情に応じて、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とより具体的な方策が打ち出されました。
この重層的支援体制整備事業の3つの柱として①**相談支援**（本人・世帯の属性に関わらない相談支援）、②**参加支援**（社会とのつながりを回復する支援）、③**地域づくりに向けた支援**（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援）を掲げてます。



出典：厚生労働省資料「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」の創設について」

東大阪市重層CSW、CSW、COWは、個々の専門性を活かしつつ地域共生社会の実現を目指して、重層的支援体制整備事業の3つの柱である①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援が一体的に取り組めるよう重層CSWを中心としてCSWやCOWが、多職種連携・地域協働のコーディネーターの役割を果たして地域共生社会の実現に寄与することを期待します。

コミュニティソーシャルワーカー CSW



暮らしの中の不安や困りごと…
どこに相談したらいいの？



CSW (コミュニティソーシャルワーカー) にご相談
ください！電話での相談や場所を設定して直接お話を伺いま
す。現在、東大阪市内に13名のCSWが配置されています。



CSWってなんですか…？

CSWは高齢者や障害者、子育て中の人などの暮らしの中の困り
ごとや悩みごとに対して、必要なサービスや専門機関へのつなぎを
するなど課題を解決できるように一緒に考えていく相談員です。
ご相談は無料。個人情報厳守します。



どんな相談ができるの？

例えばこんな相談をお聞きしています！



子育てに不安が…



子どもの将来が心配…



今月の生活どうしよう…



最近夫・妻の様子が
いつもと違う…

相談の流れについては次のページをご覧ください



CSW への相談の流れを見てみよう！

STEP
01

まずは相談



暮らしの中の困りごとや悩みごとがあればまずはCSWへご相談ください。
ご自身のことや家族、ご近所のことでも構いません。

★ご相談は無料 ★個人情報厳守します



状況確認

STEP
02



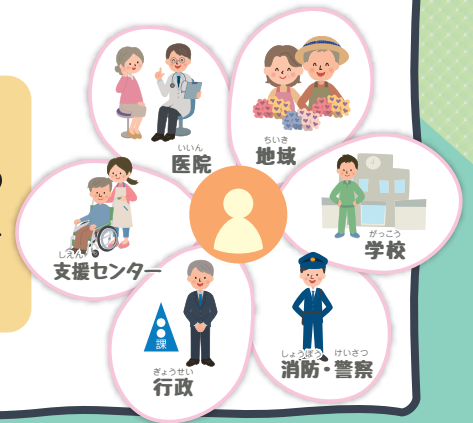
電話やLINEでの相談や直接顔を合わせてお話を伺います。CSWがご自宅へ訪問してお話を伺うこともできますし、人目が気になる方は他の場所を設定します。
お気軽にご相談ください。



STEP
03

ネットワークの構築

困っている内容に応じて、課題を解決できるように一緒に考えます。利用できる制度やサービスの案内、専門機関へのつなぎをするなど、福祉のネットワークづくりを進めます。



住み慣れた地域で
誰もが安心して
暮らせるように！！



LINE 相談も
やっています！



地域の方や専門機関からのメッセージ

地域の方からのメッセージ

常日頃より民生委員活動をするに当たってCSWの存在は大きく、CSWと一緒に対応する事によって支援がスムーズに進んだことがありました。今一度CSWについて振り返ってみますと高齢者や障害者、子育て中の親など様々な課題を抱えている方の相談に対応して下さるので、心強い存在であることに感謝しています。CSWと協力し合って活動するのが、民生委員にとってもより効果のある福祉が出来るのではないのでしょうか! と、私は強く思います。

自治会や老人会でいつもお世話になっております。私達の身の回りでは空き地、空き家、独居等が増え、心配事には事欠きませんが、最近近所で夜電気が消えたままの家があるとか、昼も雨戸が閉まったままになった等に気づいた時は、役員で声掛けをしています。

少し前ですが、道に倒れた人がいるとの知らせで駆けつけ話を聞いたところ、「大丈夫だ」と病院行きを拒否されました。とりあえず独り住まいの家まで送り、本人の了承を得てCSWさんに連絡しました。後日、CSWさんと当人の話し合いで、子どもさんの家に引き取られることになりましたが、困ったときCSWさんの存在は大きく、私たちの活動の大きな支えです。今後ともよろしくお願い致します。

いつも大変お世話になっております。地域の方の事で困った時、どこに相談して良いかわからない時など、迷った時はいつもCSWさんが頭に浮かび、相談させて頂いています。いつも丁寧に話を聞いて下さり、いろんなアドバイスを頂いています。時には一緒に動いて下さると有難く思っています。

何かあれば気軽に相談出来る所があるという事は、我々としても大変心強く思います。これからも地域で気軽に相談できる存在でいてくれる事を願います。

関係機関からのメッセージ

これまで数年間いきいきネットCSWさんと連携し、ともに関わる中で多くのことを教わってきました。生活困難な状況に置かれている相談者にしっかり寄り添い、相談者本人が前向きに生きるよう、主体性を大切に辛抱強く関わって支援されていることに敬服しております。私たちの社会貢献事業は緊急時に即応するカンフル剤であり、いきいきネットCSWさんの役割はその後の息の長い、見守りを含めた支援者であると思います。今後ますますCSWの活躍が期待されて幅広い関係機関との連帯、連携を深められ東大阪市での福祉のネットワークの要としての役割を果たされることを期待しています。

いつも大変お世話になっています。なるべく多くの関係機関の方と関わったほうがいい方、病院にまだ繋がっていない方がおられるときに、よくご相談させていただいています。相談させていただくと快く引き受けてくださり、いつも助けていただいています。またケースの対応も丁寧にかつ迅速にさせていただいていますので、いつも頼らせていただき、甘えてしまっています。そのおかげで病院に繋げることができた方や、なかなか繋げることが難しい方でも、長期的な支援を一緒にしていただけるので感謝しています。今後も一緒に支援をさせていただくことが多いと思いますが、よろしくお願いします。

障害のある人の相談支援に携わって12年になります。当方は地域の拠点の役割を担っており、CSWさんたちとは毎週のように連絡を取り合い、一緒に動いています。「障害者相談」という看板を掲げているため、アクセスするハードルがどうしても高くなりがちですが、CSWさんが「障害があるかどうか分からないけれど、地域で困っている人がいる。一緒に関わってもらえないか」と気軽に声をかけてくださり、とても助かっています。

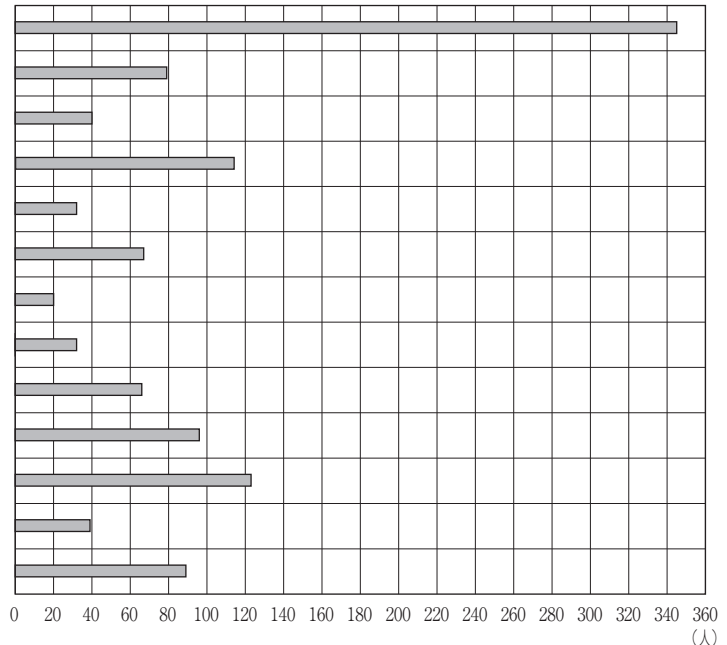
生活の困難さに直面している人たちが、CSWさんのアプローチによって「この人なら分かってくれそう」「ちょっと話してみようかな」という気持ちになられ、少しずつ信頼関係ができていくさまを、これまで幾度となく見てきました。支援する側・される側という関係を超えて、一緒に問題を解決していく姿勢にはいつも学ばせてもらい、勇気づけられています。これからもよろしくお願いします。

相談件数と主な内容について

※令和6年度より、個別相談実績表の集計項目を変更させていただいた為、前年度と比較することができない項目があります。1) 5) 6)

1) 相談者による分類

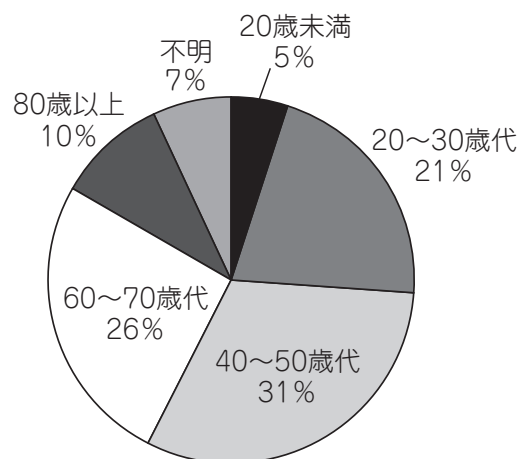
相談者		令和6年度	
		人数	割合%
1	本人	345	30.2%
2	親族	79	6.9%
3	近隣の方・知人	40	3.5%
4	福祉事務所	114	10.0%
5	保健センター	32	2.8%
6	生活支援課(生活さいけん相談室)	67	5.9%
7	こども見守り相談センター	20	1.8%
8	その他行政機関	32	2.8%
9	民生児童委員/校区福祉委員	66	5.8%
10	障害福祉事業所	96	8.4%
11	介護事業所	123	10.8%
12	学校関係者	39	3.4%
13	その他	89	7.8%
合計		1,142	100.0%



全体的に見て本人からの相談が多く、次に高齢関係の事業所、行政からの相談となっている。アセスメントを丁寧に行い、相談者に寄り添った支援をして行く必要がある。

2) 援護を必要とする者(要援護者)の年齢区分

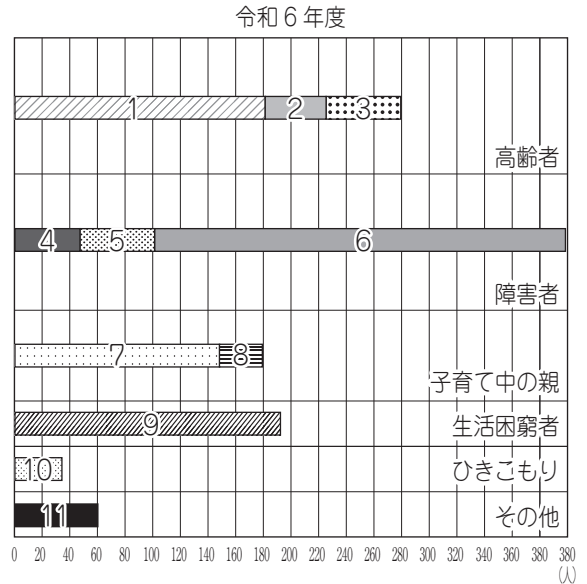
相談者	令和5年度		令和6年度	
	人数	割合%	人数	割合%
1 20歳未満	45	3.8%	57	5.0%
2 20~30歳代	218	18.5%	241	21.1%
3 40~50歳代	372	31.5%	359	31.4%
4 60~70歳代	330	27.9%	296	25.9%
5 80歳以上	120	10.2%	111	9.7%
6 不明	96	8.1%	78	6.8%
合計	1,181	100.0%	1,142	100.0%



高齢者に関わる相談は減少しているが、20歳未満(児童)40~50歳代の相談が増加傾向にある。年代に応じた相談に対応できるように関係機関と連携し、本人のニーズに合わせた情報を提供できるように努める。

3) 援護を必要とする者（要援護者）による分類

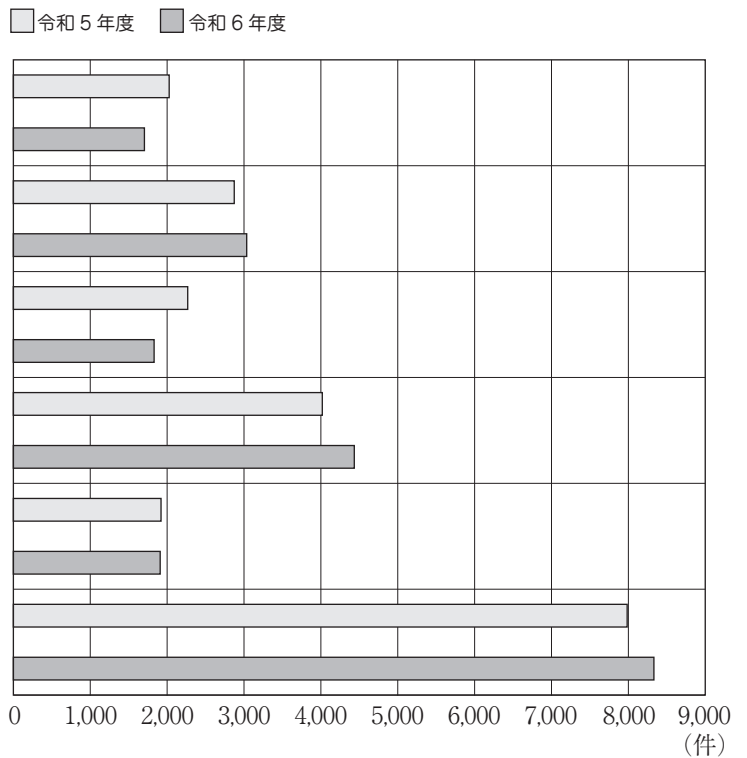
		令和5年度		令和6年度	
要援護者		人数	割合%	人数	割合%
1	ひとり暮らしの高齢者	204	17.3%	181	15.8%
2	高齢者のみからなる世帯	54	4.6%	44	3.9%
3	その他の高齢者	74	6.3%	54	4.7%
4	身体障害者	33	2.8%	47	4.1%
5	知的障害者	61	5.2%	54	4.7%
6	精神障害者	266	22.5%	297	26.0%
7	子育て中の親(一人親)	155	13.1%	148	13.0%
8	児童・学生	25	2.1%	31	2.7%
9	生活困窮者	187	15.8%	192	16.8%
10	ひきこもり	35	3.0%	34	3.0%
11	その他	81	6.9%	60	5.3%
合計		1,181	100.0%	1,142	100.0%

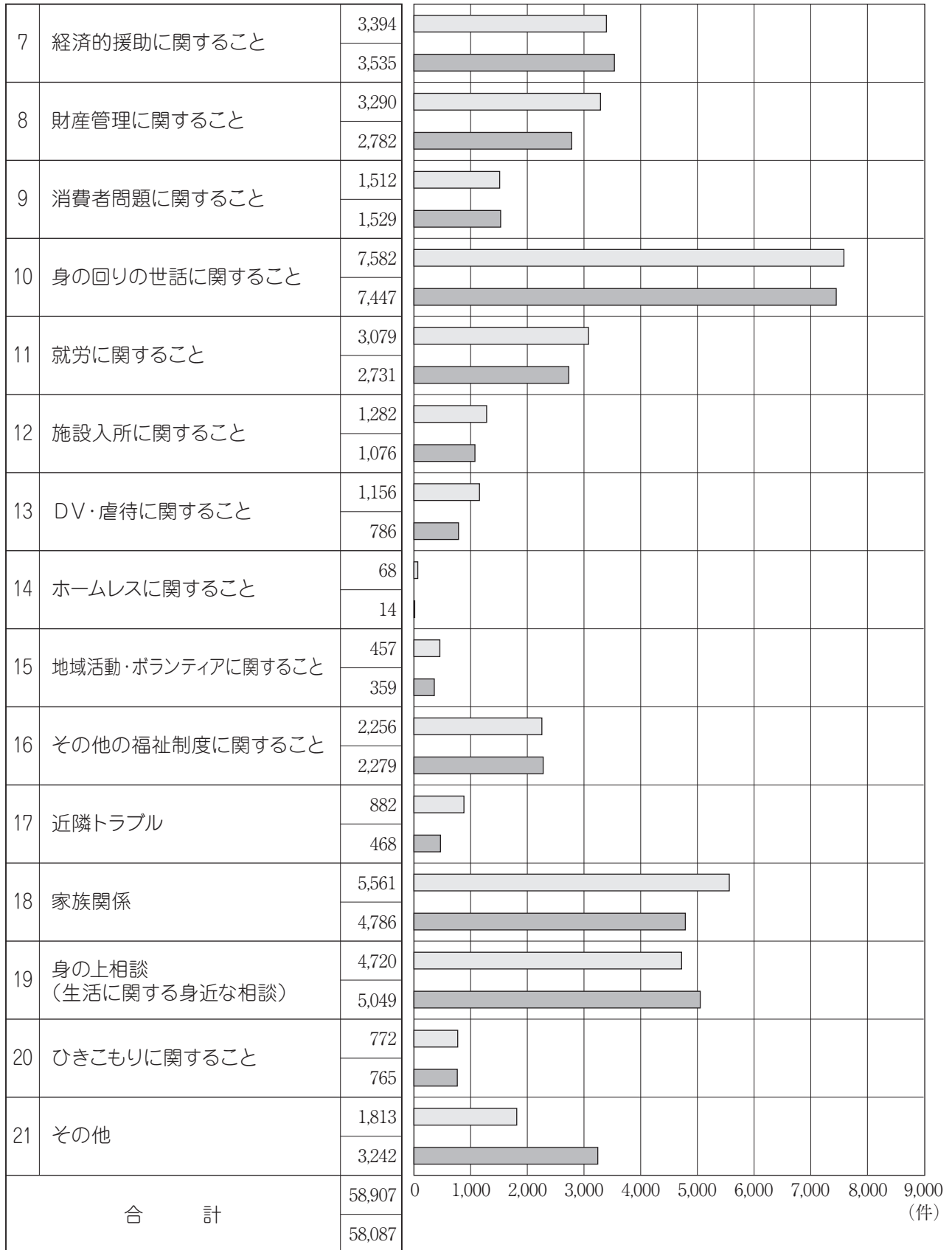


全体的に相談件数は減少しているが、精神障害者・学校関係者からの相談が増加している。特に学校関係者からの相談は重層的支援体制整備事業と連携していることが多く、関係者との連携を密に行う必要がある。

4) 相談内容による分類

相談内容		件数
1	介護保険に関すること	2,026
		1,704
2	障害者自立支援制度に関すること	2,872
		3,034
3	子育て・子どもの教育に関すること	2,267
		1,830
4	生活保護制度に関すること	4,017
		4,433
5	年金制度に関すること	1,920
		1,909
6	健康・医療に関すること	7,981
		8,329

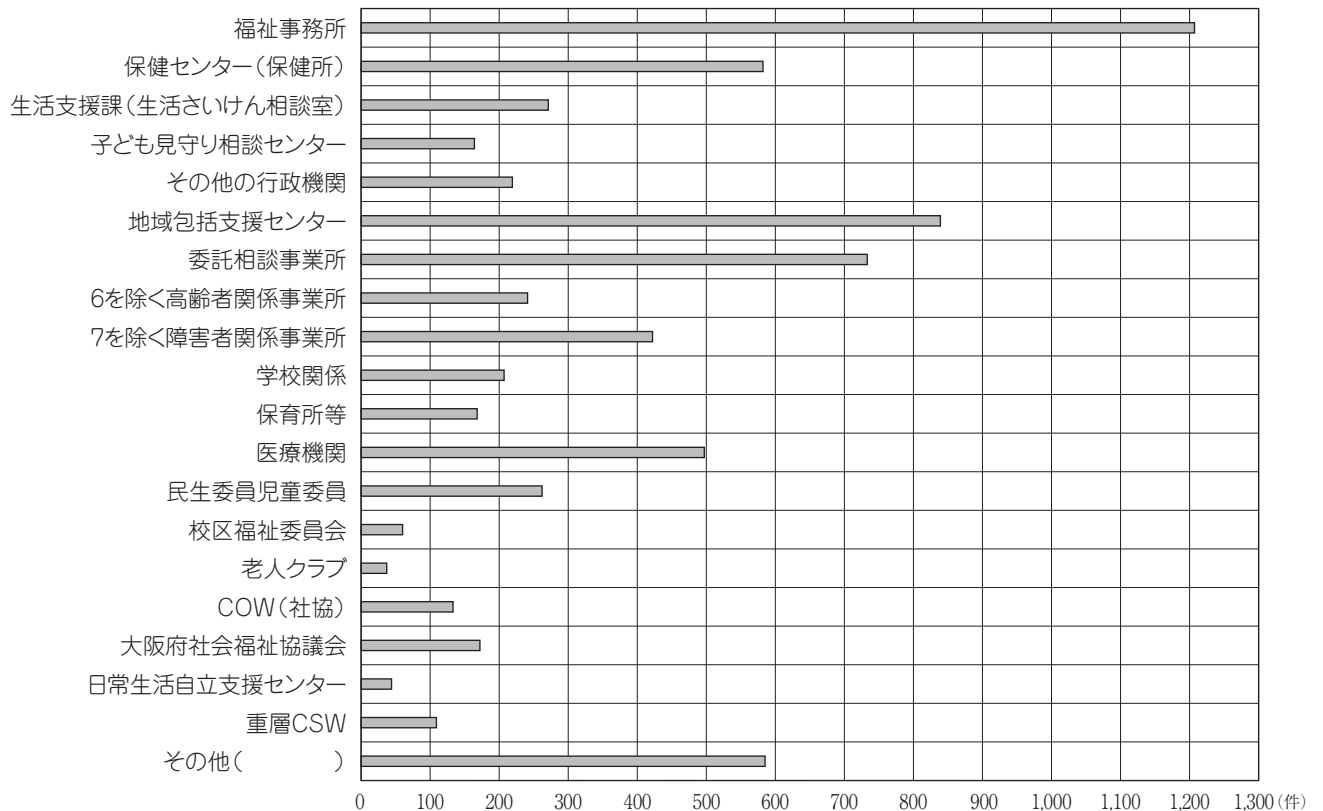




昨年度に比べると、生活保護制度・経済的援助に関する相談が増加している。コロナ蔓延による経済的な影響がいまだに残っていることが伺える。

5) 電話対応で連携した機関

		令和6年度	
電話対応で連携した機関		件数	割合%
1	福祉事務所	1,207	17.4%
2	保健センター（保健所）	582	8.4%
3	生活支援課（生活さいけん相談室）	271	3.9%
4	子ども見守り相談センター	164	2.4%
5	その他の行政機関	219	3.2%
6	地域包括支援センター	839	12.1%
7	委託相談事業所	733	10.5%
8	6を除く高齢者関係事業所	241	3.5%
9	7を除く障害者関係事業所	422	6.1%
10	学校関係	207	3.0%
11	保育所等	168	2.4%
12	医療機関	497	7.1%
13	民生委員児童委員	262	3.8%
14	校区福祉委員会	60	0.9%
15	老人クラブ	37	0.5%
16	COW（社協）	133	1.9%
17	大阪府社会福祉協議会	172	2.5%
18	日常生活自立支援センター	44	0.6%
19	重層CSW	109	1.6%
20	その他（ ）	585	8.4%
合 計		6,952	100.0%



福祉事務所や高齢者・障害者の事業所と密に連絡を取っていることが数字から伺える。また、医療機関や学校関係者とも連絡が出来ていることから、関係機関同士でネットワークが構築出来ていることが見られる。

6) コーディネート

コーディネート		令和6年度
1	連絡調整（電話等）	8,842
2	ケースカンファレンス	794
3	訪問（本人宅等）	2,413
4	訪問（支援機関への同行）	773
5	センター等での面談	291
6	地域活動への支援	219
合 計		13,332

本人宅で面談ができない場合でも、センター等において面談が出来ている。地域担当職員（COW）と連携して地域活動に参加し、地域とのつながりを構築している。

令和6年度 コミュニティソーシャルワーカーの支援事例

1) 不登校になっている高校生への支援事例

【相談概要】

高校の教頭からCSWに相談。不登校になっている心配な生徒がいるので、見守りや支援をお願いしたい。



【事例概要】

- ・ Aさん18歳。高校3年生。不登校、ネグレクト、発達障害の疑いあり。小学校の時に両親が離婚し母親と生活。中2の時に母と死別。異父兄（Bさん）が保護者代わりとして一緒に生活している。
- ・ 経済状況：母親の遺族年金で生活している。（未成年後見人が就くまでBさんが金銭管理をしていた）
- ・ Aさんは何事に対しても無気力だが、学校関係者が話すことには耳を傾け素直に聞くが行動には結びつかない。
- ・ 異父姉（Cさん）と叔父（Dさん）、叔母（Eさん）が近くに住んでいる。洗濯や食事の支援があり、困った時は頼ることができる。
- ・ 高校2年生の5月に未成年後見人の弁護士が選任される。金銭管理が、Bさんから後見人に代わる。
- ・ 高校3年生から欠席が増え、Aさんは自発的に食事も摂らないため、やせ細っている。夏休み以降も不登校が続く要確認が必要になる。7月にAさんの携帯電話が使用不可となり、学校側がLINEを通じて連絡を取れるよう取り計らう。この間、Aさんから自殺企図のあるメッセージが何度か学校側に送信されていた。
- ・ 9月に入り、学校側が自宅訪問した際に、衰弱した様子で横になるAさんを発見。話はできたが緊急性ありと判断し病院へ連れて行く。健康状態に異常はないとの診断で入院にはならなかった。



【CSWの対応】

- ・ 令和6年9月末に高校教頭からCSWに連絡が入る。Aさんが高校2年時に子ども見守り相談支援センターや教育委員会へ相談、その時にCSWについて話を聞いていたとのことと連絡をくださる。（未成年後見人がAさんに発達障害の疑いがあると学校に相談したのがきっかけ）
- ・ 1年生の時から、無気力症状（ネグレクト）が見られていたと教頭より情報提供を受ける。状況からADHD（不注意・多動・衝動性を含む精神疾患）やうつ病が疑われたので、保健センターや医療に繋ぐ必要性を教頭に伝える。
- ・ CSWから保健センターに連絡を入れ、関係機関でのカンファレンスを開催。現在の状況では卒業、就労も難しく、まず保健センターで定期的実施されている精神科医による個別相談にAさんのことを診てもらう。Aさんの新しい携帯電話購入のための支援の実施、児童相談所への保護は必要に応じて検討とする。
- ・ 同月、保健センターでの精神科医の個別相談につながる。医師から受診の必要性が認められ、紹介状を頂き、11月にAさんとメンタルクリニックに受診、学校関係者や保健センター、CSWが同席。Aさんの現在の状態を医師に伝え、心理検査となる。心理検査の結果、精神疾患と診断。医師からAさんに訪問看護などの提案があるがAさんはあまり反応がない。不登校状態は続いていたが、オンライン授業へは時々参加していた。
- ・ 12月にメンタルクリニック受診し、1月から訪問看護利用開始となる。不登校は続くが、オンライン授業には参加。学校の働きかけでテストを受けることができ、1月からは訪問看護師の訪問が開始される。2月に学校からCSWに連絡があり「Aさんがオンライン授業への参加、課題の提出、テストも休まずに受けたことにより、特例であるが卒業認定された」との報告がある。
- ・ CSW、保健センターで話し合いを行い、Aさんの高校卒業後、自立した生活を行えるように障害者手帳・障害者年金の申請、就労移行支援事業所の説明をする必要があると話をし、Aさんを含めた、関係機関で再度、カンファレンスを開催するため連絡調整を行う。カンファレンス時に関係機関から制度について丁寧な説明を行い、利用についてはAさんの思いを聴きながら一緒に考えていきたい。

【考察】

今までは高校関係者や未成年後見人が積極的にAさんに関わっていたことで必要な見守りや支援が行えていた。Aさんが、成人年齢（18歳）に達したため未成年後見人が関われなくなるが、近隣に住む親族（C・D・Eさん）からの支援や保健センター・障害事業所と連携しながら見守り支援の継続、また、Aさんの思いに寄り添いながら必要であれば、世帯分離や金銭管理について話をし、本人の自立への支援を手助けしていきたい。

【スーパーバイザからのコメント】

本事例は、CSWが、高校からの依頼後、迅速に保健センターや医療基幹等と連携をとり、支援を行った事例である。今回は、近隣に住む親族のインフォーマルな支援があることで、大きな問題にはならなかったが、高校卒業後、18歳を超えると、未成年後見人制度も遺族年金も対象外になり公的な支援が受け慣れなくなることも鑑みると、より早くからの「予防的支援」や「切れ目のない支援」の必要性・重要性を痛感した事例である。

2) 民生委員の見守りから予防的支援につながった事例

【相談概要】

- ・ 民生委員より、サロンに参加しているAさんがデイサービスを利用したいと話をしている。以前申請した介護保険は非該当であったが、どこかに通所できるような方法はないかとの相談が入る。



【事例概要】

- ・ Aさん（70歳代・女性）は地域のサロンに参加している。通所サービスを利用したいと思っているが、数年前に介護保険認定調査を受けたが非該当との認定結果が出ている。
- ・ Aさんは外出する機会もあまりないので、通所サービスを利用したいとの発言があるものの、あまり自発的に行動するタイプではない。



【CSWの対応】

- ・ R5、11月 民生委員からサロンに参加していた地域担当職員（COW）に相談がある。相談内容は「サロンに参加している人が通所サービスを利用したいが数年前に介護保険を申請したところ、非該当になったがどこかに通所できるような方法はないか」とのこと。COWからCSWに相談があり、地域包括支援センターに連絡し相談する。次回のサロン開催の際にAさんと面談することを設定するが、当日Aさんが参加されず面談できなかった。以降、サロンでAさんの姿を見ることはなく、Aさんがサロンに参加した際に話を聞けるように準備を整える。
- ・ R6、7月 Aさんの見守り継続をしてくださっている民生委員より連絡をいただく。今度は、Aさん宅へ一緒に訪問してほしいとの相談であった。サロン終了後にCSWと民生委員でAさん宅を訪問するも不在のため会えず。
- ・ 8月、再びCSWと民生委員でAさん宅を訪問。Aさんに会うことができ、Aさんより「人と会う機会も減少している。週に1回でも誰かと話ができる機会があればと思っている。」との話を聞くことができ、通所サービスを利用したい想いも聞き取ることができた。そこで、再度介護保険申請をすることを提案し、地域包括支援センターと一緒に訪問することに了承をいただく。
- ・ 訪問日を調整するためAさんに連絡するも、連絡が繋がらず、その後も継続的に連絡し続けた。暫くしてAさんより連絡があり、地域包括支援センターと訪問、介護保険の申請ができた。
- ・ 10月 AさんよりCSWに介護認定の調査に同席してほしいと連絡が入り、地域包括支援センターとAさん宅を訪問し、地域包括支援センターと日程調整する。
- ・ 12月 介護認定が決定し、通所サービスの見学に行くことが決まったと本人より連絡が入る。今後のAさんの支援の中心的役割が、地域包括支援センターとなるが、地域とのつながりが継続できるよう、CSWからはAさんへサロンの参加を促す声かけを継続している。

【考察】

- ・ 民生委員から相談を受けたが、Aさんとの関係構築に時間を要し、具体的な支援につなぐまでに時間がかかってしまった。しかし民生委員が見守りを継続してくださっていたことでAさんとの関係性を途切れることなく、Aさんが望まれる支援につなぐことができた。
- ・ 通所サービスの見学が決まったときには、なかなかコンタクトの取れなかったAさんからの電話があり、通所サービスに行けることをうれしく思われていることが感じ取れた。
- ・ Aさんの生活課題が大きくなる前に予防的に関わることで、常日頃から地域の方に目配り、気配り、心配りをされている民生委員の見守りの心強さを改めて感じることもできた。

【スーパーバイザからのコメント】

本事例のポイントは、民生委員がAさんの支援について、サロンに参加していた地域担当職員（COW）に「ハウレンソウ（報告・連絡・相談）」を行い、COWが状況判断してCSWに相談し、Aさんの個別支援を行った「地域の発見力・見守り力」が功を奏した予防的支援である。民生委員児童委員・福祉委員だけでなく一般住民に最も近く「顔の見える関係」である、COWと、アウトリーチを行うCSWが連携・協働できることで予防的支援が可能になる。

※アウトリーチ：本人・家族からの申請がなくても支援が必要と判断したときに積極的に情報や支援を提供すること

3) 原因不明の身体症状を訴える精神疾患の方に対応した事例

【相談概要】

歩行困難な状態だが原因不明。日常生活に支障が出ているが、介護保険に該当しないため他制度でサービス利用ができないか？と地域包括支援センターから相談。



【事例概要】

- ・ Aさん50代女性、数十年前に離婚、子どもはいない。無収入だがある程度の預金がある。
- ・ 内縁のパートナー宅で同居していたが、DVを受けていた様子。その後パートナーが死去され、Aさんはゴミ屋敷状態の中で生活。預金があるのに家賃の支払いができず強制退去になる。
- ・ Aさんの転居や各種手続きを支援した法律の専門家が、地域包括支援センターへ相談を繋いだ。
- ・ Aさんはふらつきがあり、短距離なら歩行可能だが暫く立っていると力が入らなくなり転倒してしまう。書類の確認や手続きも苦手で、質問をしても曖昧な返答が多く、話が噛み合わない事も多い。



【CSWの対応】

- ・ 地域包括支援センターと訪問、Aさんは「歩きにくくて生活が大変」と困っている様子。
- ・ CSWが病院へ同行し、各種検査を受け医師に相談するが診断が出るような疾患はなく、介護保険や障害福祉に繋がらず。病院受診を継続し、買い物は当面の間ネットスーパーを利用する事となる。
- ・ Aさんの状態から精神疾患の可能性があるため保健センターPSWに相談し、PSW・CSWで訪問行なうが精神科受診は本人が難色を示す。
- ・ CSWが書類の確認や手続き等の支援を行なう事でAさんの見守りを継続。
- ・ AさんからCSWへ「体に力が入らない」「座るのもしんどい」と電話連絡があり、救急搬送を提案するがペットをほっとけないと言い拒否。Aさんに同行し病院受診するが原因が分からず。医師から「精神科を受診してはどうか？」と提案があり、ようやくAさんも了承する。
- ・ 保健センターPSWに相談。往診可能な精神科から訪問してもらう事で診察を受けたところ、本人が訴える歩行困難はこころが作り出した精神疾患である事が分かる。
- ・ 自立支援医療制度が使用可能となり訪問看護を利用、委託相談支援センターへ相談しヘルパー利用を開始。
- ・ ヘルパー訪問時にAさんが自宅で倒れており救急搬送され入院となる。在宅生活にAさんも限界を感じており、退院後に住宅型有料老人ホームへの入所を検討していく。貯金が無くなれば生活保護申請を予定。

【考察】

Aさんが訴える身体症状の原因が掴めず、福祉サービスにも繋がらず、CSWとして対応に苦慮したケースだった。地道に見守りを継続する事で時間はかかったが、PSWと情報共有し連携が取れていたため、精神科受診をAさんが了承されたからは比較的スムーズにサービスに繋ぐ事ができた。

【スーパーバイザからのコメント】

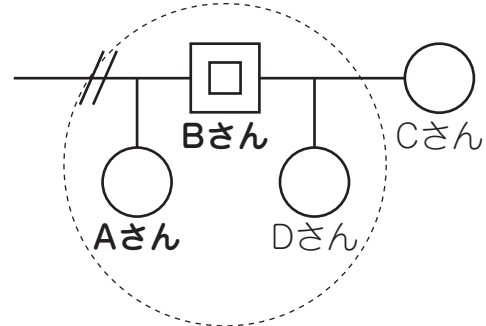
本事例は、医療機関での診断では「疾患なし」と診断されたAさんに寄り添い、病院同行や生活支援等を行うことによって、徐々にAさんとの信頼関係を構築し、保健センターPSWとも連携をとりながら支援をおこなった伴走型支援の好例である。

4) 複合多問題を抱える世帯を関係機関と連携し支援した事例

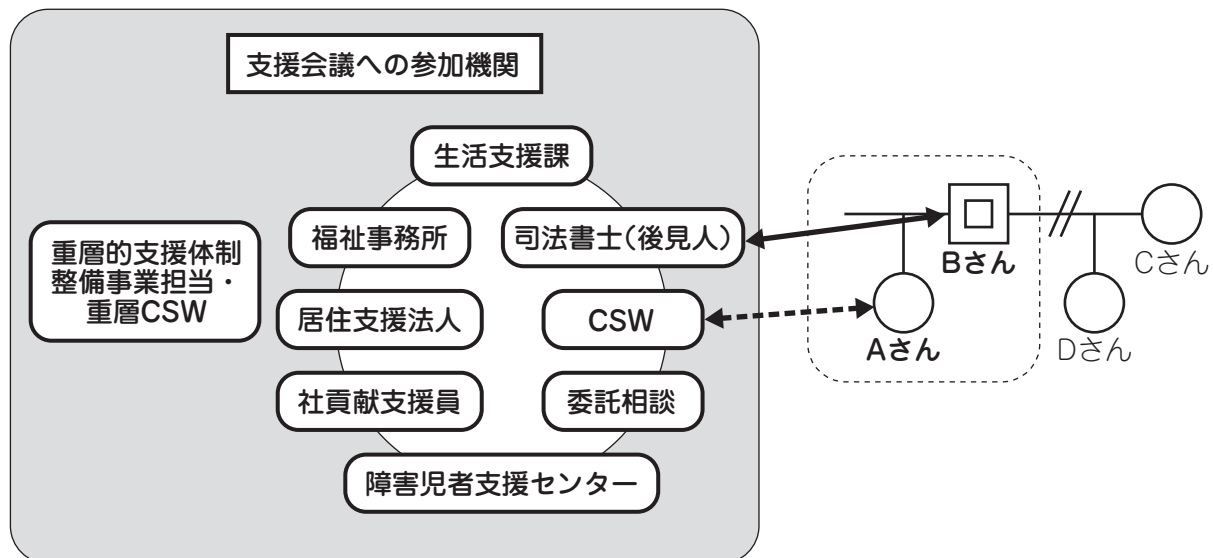
【相談概要】

- ・ Aさんから、3年前に父親のBさんが病気で倒れてから無職で医師から就労許可、可能と診断されているが、無気力で就労していない。母親のCさんも1週間前に家を出たきり連絡がとれない。自宅には、「両親宛の督促状等が大量に放置されていて怖い。一緒に中身を確認してもらえないか」との相談が入る。

【支援開始時のエコマップ】



【支援後のエコマップ】



【事例概要】

- ・ Aさん 10代女性
Bさんが不就労のため、収入のすべてを家計に入れていること、Cさん不在のためDさんの学校関係への対応を一人でしないといけないことに疲弊している。
支出を抑えるために作り置きした食材を鍵付き冷蔵庫で保管しているが、理解できないBさんが鍵を壊し保管している食材を食べてしまうため、常温保存できる食材は車内に保管している。
Cさんが自宅に戻ってきたら、交際している男性宅へ転居される予定。
- ・ Bさん 40代男性
脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害で金銭管理を含めた生活力や養育能力がない。
届いた郵便物に目を通さず放置しているため、多額の負債、税金などを滞納している。
- ・ Cさん 30代女性
友人への借金返済のため、家族に相談や連絡なしに地方へ住み込みで働きに行くことがある。長期間、家を空ける事に抵抗感がない。実子のDさんに対しても愛着感が希薄なところがある。離婚後、Dさんを引き取り就労先が近い他市へ転居予定。
- ・ Dさん 10代女性
当時、登校はできていたが、給食費や諸費などの未納がある。

【CSWの対応】

- 月×日 **Aさん**よりCSWへ連絡が入る。
- ×+11日 **Aさん**から、CSWが関わっていると聞いた小学校校長より連絡があり、情報共有を行う。
- ×+13日 他校区CSWと自宅訪問、**Aさん**や**Bさん**と面談し郵送物の中身を確認。カードの負債と滞納の請求書があり、整理をしながら緊急性の有無の確認をした。その上でCSWから生活困窮窓口へ相談した。
- ×+17日 **Bさん**の就労が決まるも、数日で離職。その後も就労先が決まらない状態が継続する。
- ×+46日 **Bさん**の危機感の欠如・高次脳機能障害による理解力、記憶力の低下による、**Aさん**と**Bさん**の親子関係の悪化等、課題が多く役割分担が明確になっていないため、支援が進展しないことを重層的支援体制整備事業に相談し、支援会議を開催することとなる。
- ×+79日 (第1回支援会議)に参加。**Aさん**が家を出た場合の**Bさん**・**Dさん**への支援について協議を行う。CSWの役割は**Aさん**との関係性の構築と情報収集の継続となる。
- ×+127日 **Cさん**が帰宅し、そのまま**Dさん**を連れて家を出られた後、**Cさん**・**Dさん**の所在はわからなくなる。同日、**Aさん**も彼氏宅へ転居され、**Bさん**一人の生活になる。それ以降は、主たる要支援者を**Aさん**から**Bさん**へ変更する。**Bさん**が通所するA型事業所で問題行動(食品の持ち帰り)をおこし、事業所を解雇となる。
- ×+144日 (第2回支援会議)に参加。障害年金と生活保護の手続きを協議。課題は自宅(持ち家)や車など。
- ×+158日 生活保護の申請を進めるために、自家用車の廃車や自宅の査定をCSWから業者へ相談。
- ×+191日 自宅訪問時にガレージ天井から広範囲に水漏れによる腐食が見つかり、不動産会社へ連絡。業者より水漏れの修理に多額な費用がかかる上に、将来的に住み続けることは難しい。**Bさん**に状況を伝えると、「水漏れで資産価値が下がっても売れるつもりはない」と話される。
- ×+193日 新しいB型作業所への通所や生活保護の受給が決まる。
- ×+199日 (第3回支援会議)に参加。保護費を散財するリスクへの対処として、成年後見制度の必要性について協議。
- ×+220日 **Bさん**や委託相談、CSWで弁護士へ債務について相談。弁護士より「自己破産するなら資産価値のある自宅の売却は避けられない」「売却した金額で負債や滞納を完済しては」と助言をもらう。弁護士からの助言を本人が理解しやすい様にフローチャートにまとめ、CSWから**Bさん**へ説明。
- ×+233日 CSWより司法書士(後見人候補)へ連絡。**Bさん**が、自宅売却に同意した際の契約手続きを依頼する。
- ×+249日 (第4回支援会議)に参加。自宅売却の有無にかかわらず、親族へのアプローチや障害年金の遡及受給について協議。後日、当時受診していた医療機関のMSWへ確認すると、遡及受給は対象外と返事をいただく。
- ×+262日 **Bさん**から自宅売却の同意を得る。**Bさん**同意のもと、不動産業者へ自宅査定を依頼。障害年金2級の受給が決定し、B型作業所の工賃とあわせて今後の収入源が定まる。
- ×+282日 (第5回支援会議)に参加。自宅売却の必要性および転居支援、障害年金受給後の金銭管理について協議。同日、委託相談、地域福祉課、重層CSW、CSWで自宅訪問。**Bさん**の弟夫婦へ自宅ガレージの現状や負債に伴う自宅差し押さえによる強制力で、今後住み続けることが困難である旨を伝える。CSWより**Aさん**へ転居先の緊急連絡先について確認するも返答がない。しかし急を要するため**Bさん**と司法書士へ確認し、成年後見手続きを進める。
- ×+328日 希望物件の入居審査について、成年後見人が決定していないことを理由に「どの保証会社も審査が通らない」と連絡がある。不動産会社とのやり取りを経て、家主へ1年分の家賃を納め、転居。保佐申立てが確定後に保証会社へ審査をかける方法で進める。
- ×+347日 関係機関でカンファレンス開催。自宅売却や賃貸契約に伴う必要書類の準備、引っ越し業者の選定など、関係機関で役割分担を行う。無事、契約が完了し転居される。

【考察】

本件に関わり始めた当初、世帯の様々な課題要因に対して、CSWが「どこから」「いつまでに」「何を」支援したらいいのか何度も悩んだ。先の見えない困難事例を解決に導いたのは、重層的支援体制整備事業に相談し、多機関協働による支援会議に参加したことが大きい。また、当初の相談者であった**Aさん**が自宅から出たことで主たる要支援者が**Bさん**に変更になり混乱が生じたが、会議に参加した関係機関が各々の役割を果たし協働することで**Bさん**の課題解決につながり、新たな生活基盤を整えることができた。今後の課題は**Bさん**に寄り添いながら、インフォーマルな社会資源につなぎ、活用していきたいと思う。「いち支援者」では対応できない困難事例でも多機関がチームとなり、枠に捉われない相談支援の可能性を、本件を通じて学んだ。

【スーパーバイザーからのコメント】

本事例は、担当CSWも考察で書いてあるとおり、世帯の様々な課題要因が複雑に絡み合い、CSWのみでは対応でなかった時に、重層的支援体制整備事業の支援会議を活用し、他機関協働による支援が行われた好例である。また、理解度は高くない**Bさん**に対し「弁護士からの助言を本人が理解しやすい様にフローチャートにまとめ、CSWから**Bさん**へ説明」したことで、**Bさん**の意志を尊重した意思決定支援の好例であるともいえる事例である。

地域福祉ネットワークのイメージ

地域住民をはじめとする多種多様な主体が、連携・協働する地域福祉ネットワークの強化をすすめるため、次に示す仕組みのイメージを共有し、誰もが取り残されない地域共生社会の実現を目指していきます。

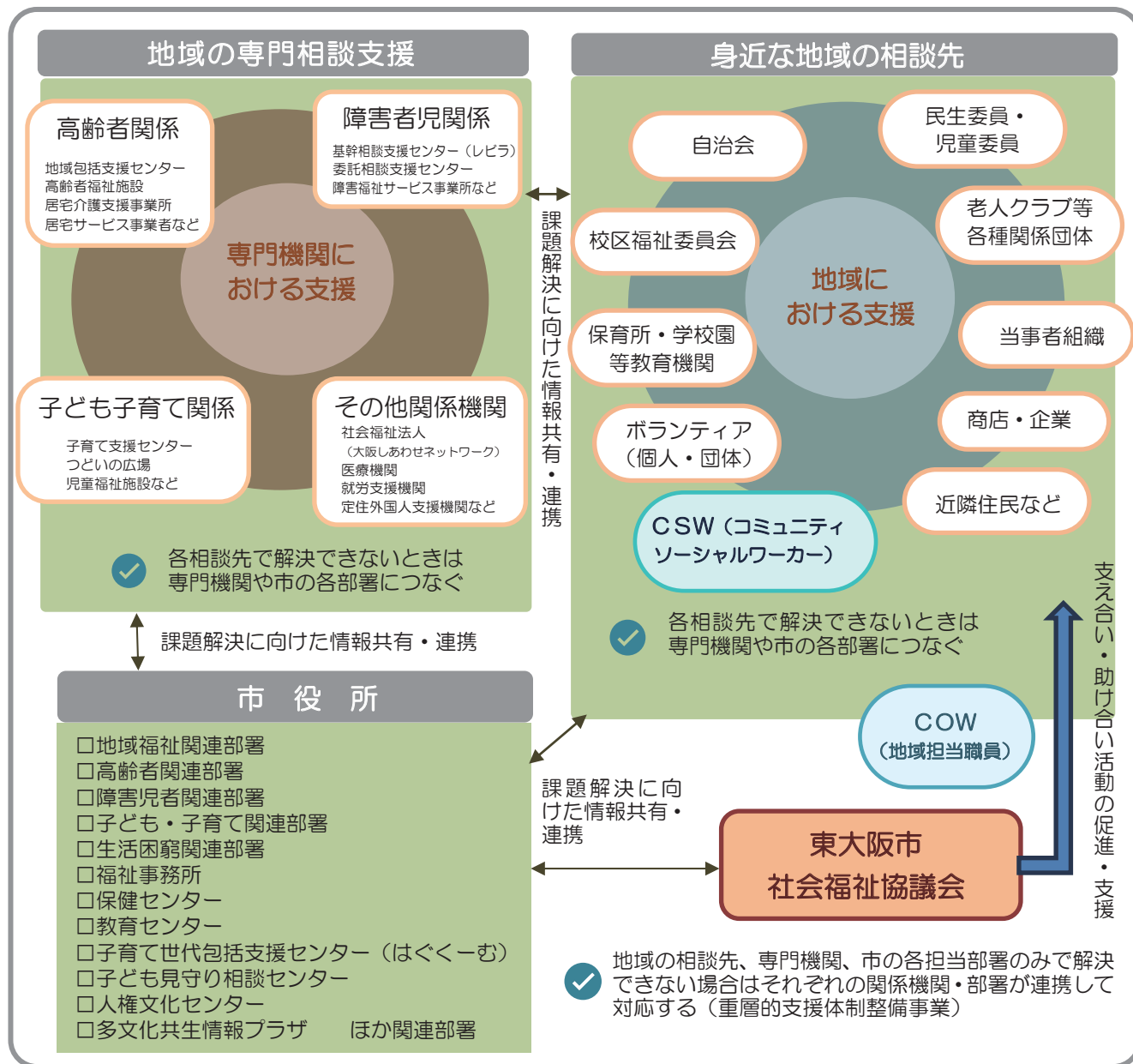
市
民

【制度の狭間の問題や複合的な課題など様々な問題を抱えている人々】

8050 問題（9060 問題）、ダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなど

□身近な地域の相談先（自治会や民生委員・児童委員、近隣住民など）への相談
□専門機関への相談 □市各部署への相談

□相談への対応や解決に向けた支援
□積極的な市民へのアウトリーチ



地域福祉ネットワーク推進会議

地域福祉ネットワーク推進会議は、高齢・障害・子ども分野を超えた専門機関の「顔の見える関係づくり」を構築して、制度のはざまにいる人や複合多問題を抱えた人の支援において、さらなる多職種連携の強化を目指しています。

【第1回 テーマ】

--西地域--

「みんなでできるおうちの支援」
架空事例を使った多職種のグループワーク

--中地域--

顔の見える関係づくりから手を繋げる関係へ
～12のテーマについてサイコロトークで盛り上がり～

--東地域--

『社会資源マップ』をつくろう



【第2回 テーマ】

--西地域--

福祉なんでも連携会 ～専門職の動きと葛藤を知ろう～

--中地域--

顔の見える関係づくりから手を繋げる関係へ
～中地域の仲間たちからのおたより～
現場で迷った時のQuestion&Advice

--東地域--

『事例検討会』を通じて互いの分野を知ろう!!



参加者の皆様より



他分野の状況や、事例、困り事など知る事は、同じ福祉事業を行う者として刺激になりました。自分の視野を広げることにもなりますし、もっと頑張らないという気持ちにもなり良い機会でした。



普段関わることのない専門職の方と繋がることができました。他職種の方の意見や捉え方を知ることができたので、今後の業務に生かしたいと思います。



いろんな機関の方達と気兼ねなくお話することができ、連携の幅が広がりました。さらに繋がって良い支援に繋がっていただければと思います。

今後も本会議を通じて多職種連携を強めていきながら、地域における課題をみんなで考え地域とともにどう取り組むかを具体的に検討していきたいと考えています。ご協力よろしくお願いします。

東大阪市校区福祉委員会

校区福祉委員会では、地域の各種団体や関係機関が連携し、つながり作りを目的として、様々な人や世代を対象とした活動を、地域の特色を生かしながら行っています。

COWも専門職として、活動の後方支援をしながら、誰もが住みやすい街づくりを推進しています。

いきいきサロン

COWとの連携

☆サロンの立ち上げ支援☆



「自分の地域でこんな活動をしてみたい」という方と一緒に、サロンの立ち上げについての支援を行っています。

居場所や仲間づくりを目的として、各地域の会場で開催しています。地域ごとの様々な特色を生かしながら、ボランティアによるひよっこ踊りや、ケーキを楽しみながら素敵なアコーディオン演奏などを鑑賞しました。



ひよっこ踊り！



アコーディオン演奏♪

子育てサロン

COWとの連携

☆継続のための支援☆



継続していくために、対象者への広報として、チラシ作りやニーズ調査に協力することもあります。

子育て中の親子同士のつながり作りの場として、専門機関の協力も得ながら開催しています。



☆クリスマス会☆



楽しくおしゃべり(^▽^)/

介護予防事業

COWとの連携

☆計画作り・講師調整☆



地域の高齢者にとって必要な内容を一緒になって考え、専門職の講師調整などを行っています。

高齢者ができるだけ介護を必要とせずに自立して過ごせるよう、運動指導や健康講座を開催しています。



タオルを使って体操



ペッパーくんと一緒に！

福祉教育

COWとの連携

☆学校・地域・専門機関との調整☆



学校と地域や専門機関との打ち合わせをしたり、車イスや高齢者疑似体験の用品の貸し出しをしています。

学校へ出向き、子どもたちに優しい心が育まれるよう(福祉の種まき)に授業へ協力しています。



車いすスポーツ「ボッチャ体験」



高齢者疑似体験。
豆はつかめるかな?!

世代間交流

COWとの連携

☆地域・学校との連絡調整☆



地域ボランティアのニーズを学校等に伝え、内容や広報について調整しています。

地域内での多世代のつながり作りを目的として、子どもと高齢者のような世代間の交流をしています。



初めてのおてだま!!



～七輪でお餅焼き～

防災啓発

COWとの連携

☆災害ボランティアとの連携☆



☆資料の貸し出し☆



防災について啓発するために、**防災ゲーム等を貸し出しています。**

防災訓練だけではなく、身近なサロンなどで防災について学べる取り組みをしています。日頃からの備えがいざという時に役立ちます。



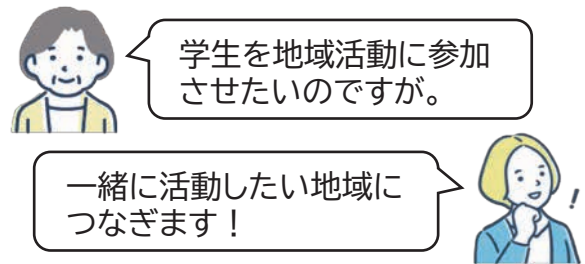
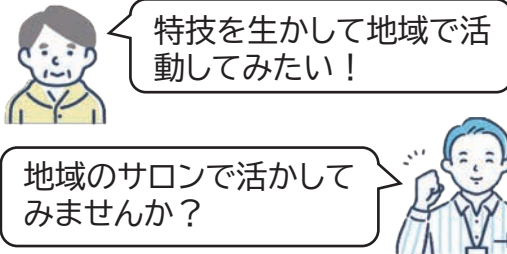
防災について皆さんと一緒に学びました。



災害時に使える簡易ベッドづくり!

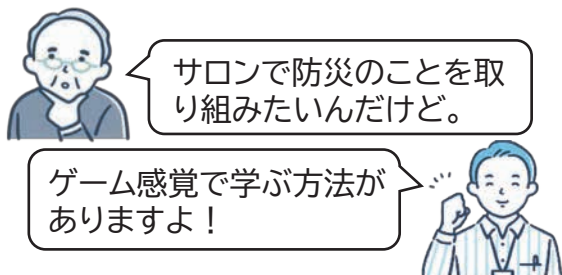
COW（社協地域担当職員）の役割

地域の校区福祉委員会を中心としたさまざまな地域の団体や活動に出向き、その地域の福祉課題を解決できるように支援を行っています。

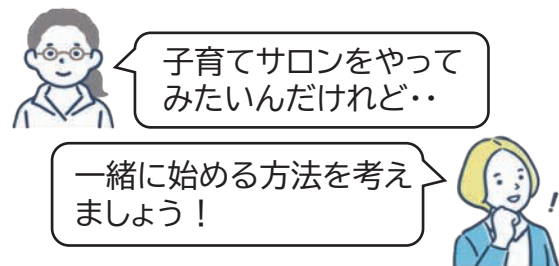


様々なコーディネート

情報提供・継続支援



立ち上げ支援



地域担当活動事例

① 最近本当に災害多いよね

防災訓練必要だよ。やろう！

A校区福祉委員会で防災訓練実施の機運が高まり、社協COWに相談が入る。

② B校区の防災訓練

私たちの地域ではAED訓練も必要だな！

見学

A校区福祉委員

隣のB校区の防災訓練を見学し、自分たちの地域でどんな防災訓練をしたいかをイメージする。

③ 調整役

打ち合わせ会議

社協COW

社協COWが地域と行政などのパイプ役になり、開催に向けた打ち合わせを行う。

④ 訓練当日

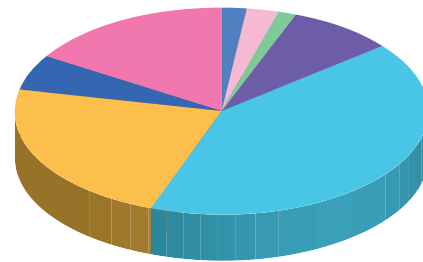
想定よりも多くの参加があり、住民の関心の高さが分かり、来年度以降も継続して開催することとなった。

社協地域担当職員の主な活動内容について

対応先	件数		
	相談支援等	アウトリーチ	計
1. 校区福祉委員会	1982	2262	4244
2. 校区自治連合会	73	73	146
3. 自治会	119	122	241
4. 校区民生委員会	119	117	236
5. 学校関係	160	173	333
6. 保健センター	87	17	104
7. 行政関係	125	48	173
8. 警察・消防	52	10	62
9. 福祉専門機関	636	378	1014
10. 市民・ボランティア・NPO	469	289	758
11. その他	407	109	516
合計	4229	3598	7827

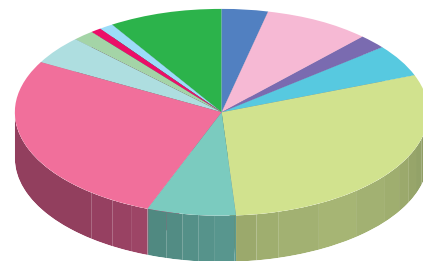
アウトリーチの目的

相談支援等の内訳	件数
情報提供（助成金等）	95
相談援助	106
資材・機材の提供	53
事業・行事の支援（地域）	366
福祉委員会の運営等の支援	1789
打合せ	993
NW会議打合せ関連	241
その他	692
合計	4335



■情報提供（助成金等） ■相談援助 ■資材・機材の提供
 ■事業・行事の支援（地域） ■福祉委員会の運営等の支援 ■打合せ
 ■NW会議打合せ関連 ■その他

アウトリーチの目的	件数
地域福祉活動の啓発	138
会議の参加・開催	316
研修会の参加・開催	79
介護予防事業の推進	180
校区福祉委員会活動支援	1108
地域活動支援	256
連携強化・連絡調整	1012
防災関連	167
苦情等への対応	1
相談支援の為に調整	61
V保険加入手続き	38
制度・施策へのつなぎ	36
その他	327
合計	3719



■地域福祉活動の啓発 ■会議の参加・開催 ■研修会の参加・開催
 ■介護予防事業の推進 ■校区福祉委員会活動支援 ■地域活動支援
 ■連携強化・連絡調整 ■防災関連 ■苦情等への対応
 ■相談支援の為に調整 ■V保険加入手続き ■制度・施策へのつなぎ
 ■その他

重層的支援体制整備事業について



令和4年度に開始した重層的支援体制整備事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮など分野別の支援体制だけでは対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。本事業では、多職種による連携や多機関の協働が事業の重要な基盤となるため、関係者間において、円滑な情報共有や協議が行えるよう、社会福祉協議会に東地域・中地域・西地域を担当する3名の専任職員（重層CSW）が配置され、東大阪市の重層担当職員と連携して関係機関と共に課題解決にむけて会議を開催した。

【各種会議の開催】

◇支援会議

本人同意がないケースに関して会議の構成員に対する守秘義務を設け、関係機関がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報共有や支援の方向性を協議、役割分担を明確にする。また地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために開催した。

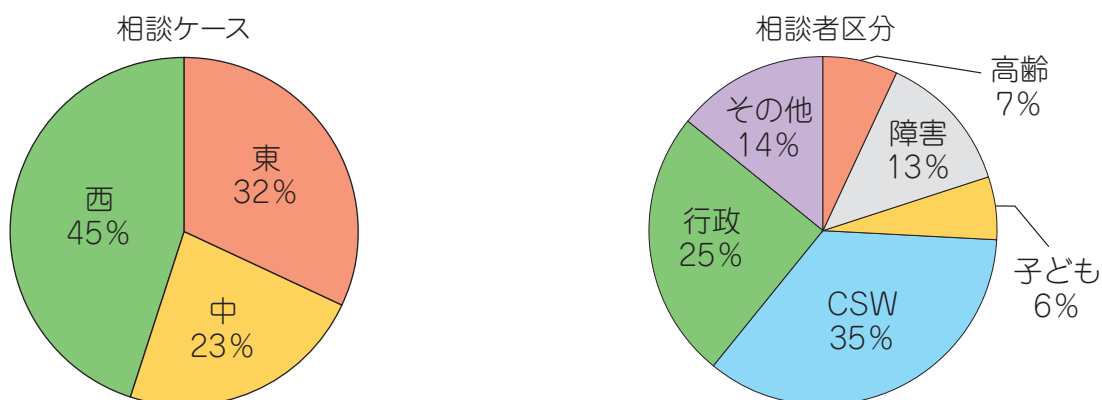


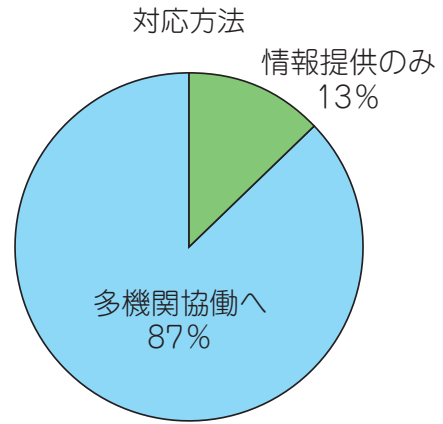
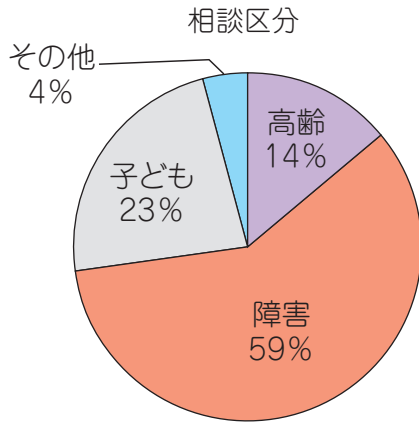
◇重層的支援会議

東大阪市主催による本会議では、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して当該ケースのプランの共有および評価など適切性を協議し開催した。

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ケース数	30	25	24	30	30	17	18	25	23	26	21	24	293
(内 新規)	9	8	5	12	9	3	7	8	4	3	2	4	74
相談件数	90	74	56	76	65	56	66	83	73	76	66	70	851
受付申込	0	1	0	1	1	0	2	2	3	1	0	3	14
支援会議	1	3	4	0	2	4	1	2	4	3	2	4	30

～令和6年度 相談に関する統計の概況～





●多機関協働事業における連携強化を図るため各専門機関への啓発活動と連携

高齢分野、障害分野、子ども分野、教育分野、医療分野、行政機関等、司法書士、民生委員、その他

●CSW・COW合同連絡会及び研究会におけるスーパーバイズ的作用

CSW・COWが毎月合同で行っている連絡会および研究会では、CSWが対応している複合多問題ケース、世帯に関して多機関協働事業と思われるケースについては重層的支援体制整備事業として取り扱い支援会議を開催した。

●重層的支援体制整備事業に係る研修会へ参加

実施月/回数	研 修 会
R6 5月/1回	・ チームでまちをデザインする (オンデマンド)
6月/1回	・ 令和6年度福祉専門職対象防災対応力向上研修 (オンデマンド)
7月/3回	・ 防災 (オンデマンド) ・ 個別避難計画の作り方を学びましょう ・ 包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修
8月/2回	・ BCP (事業継続計画) を確認し、災害に備えましょう ・ 地域の課題に多機関協働で取り組む「つながる場」の取り組みを通して見えたこと
9月/1回	・ 近弁連 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会 ～災害時における高齢者・障害者支援のあり方～
10月/2回	・ 居住支援マッチング会 ・ ひきこもり支援におけるアセスメントと多機関連携
11月/3回	・ 官民連携プラットフォーム これまでの孤独・孤立対策について (ZOOM) ・ 地域循環共生圏フォーラム2024「ウエルビーイングなまちづくり」 ・ 居住支援マッチング会
R7 1月/1回	大阪府主催 ・ 包括的な支援体制に向けた勉強会 (重層事業等実施市町村向け)
厚労省委託オンライン総合研修 ～包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修～	
	【共通前半】 (4回) ・ 超少子・高齢社会の地域福祉における全世代型包括支援システム ～重層的支援体制整備事業を活用して～ ・ 自治体における包括的な支援体制の構築にむけて

9月 ～ 12月 全17回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を拠点としてのコミュニティカフェを設置する意義と運営の実態 ・ 包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修（グループワーク）
	<p>【専門講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども家庭支援（3回） <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもまんなか社会におけるこども家庭支援 ・ 子どもの居場所について ・ 個人が尊重され、つながりを実感できる社会に向けたソーシャルワークの実現 ● 障害者支援（3回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の理解と回復支援 ・ アルコール依存症からの回復 ・ 障害福祉サービスを活用した依存症回復 ● 高齢者支援（3回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉の課題 ・ 個人が尊重され、つながりを実践できる社会に向けたソーシャルワーク実践 ・ ケアラー、ヤングケアラーを含めた家族全体の支援について
	<p>【実践報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南アルプス市における重層的支援体制整備事業の現況
	<p>【共通後半】（3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これからの包括的支援体制の構築に向けて、グループディスカッション ・ 個別支援と地域支援の一体的展開に向けた事例検討方法～9 マスシートの活用～ ・ パネルディスカッション、振り返り

●研修会への職員派遣

開催日	講座名	開催場所	派遣内容
12/19	重層的支援体制整備事業について「重層ケース事例報告」	和歌山県情報交流センター	講師
2/21	スマイルサポーターフォローアップ研修 重層的支援体制整備事業について「重層ケース事例報告」	東大阪市役所	講師
3/5	令和6年度大阪府立学校養護教諭研究会5地区研修会 「社協とは」「CSW事業説明」「重層ケース事例報告」	大阪教育会館	講師

令和6年度 重層的支援体制整備事業支援事例

子ども見守り相談センターより相談

世帯構成：本人 18歳 単位制高校2年生（不登校気味）耳の聞こえ悪い
ヤングケアラー疑い。アルバイト就労
母親 40代 精神保健福祉手帳保持 祖母に依存 就労B型作業所通所
ヘルパー利用（週3日）自殺念慮があり、入院となる。

世帯状況：生活保護世帯。本人と祖母の関係悪化の為、本人を置いて隣市に住む祖母宅に母と弟で居住。母親のサービス利用時のみ母親が自宅に戻ってくる。

主 訴：障害（知的・発達）疑いがある18歳の高校生が親族との関係悪化により独居生活となっているが今後の暮らしが心配。

児童・障がい者世帯の複合多問題ケースであり、関係機関で情報共有した上で、役割分担を明確にすることが必要だと判断し、多機関協働事業として会議開催することになる。





支援会議開催



参加者：訪問介護・委託相談・計画相談・基幹相談・生活保護課・就労B型・CSW・地域福祉課・重層CSW

- 関係機関が持っている情報を共有。今後の支援方針を共有し、役割分担を明確にした。
- ★支援する中で、母親が急死し、環境に変化が生じ、何度か支援会議を開催。（同一参加者）
- 本人を取り巻く環境の変化についての情報共有をしつつ、今後の方向性と役割を確認。



支援会議開催後

- 内向的な性格で、本人の意向がくみ取りにくい為、母親の生前時より関わっている支援者が本人に寄り添い、生活のしづらい部分を確認しながら改善していくこととし、課題として浮き彫りになった経済的な面では、日常生活自立支援事業を利用することとなる。

★本人の同意を得て、重層的支援会議を開催することになる。



重層的支援会議開催

参加者：訪問介護・委託相談・計画相談・委託相談・基幹相談・生活保護課・CSW・日常生活自立支援センター・地域福祉課・重層CSW

※本人に会議参加も提案するも「大勢の人がいる場所には行きたくない」との訴えがあり、後日、会議内容を共有することを説明。

★事前に本人に目標等を確認したうえで、会議参加者で情報共有し、支援プラン(アウトリーチ・参加支援)を作成。



重層的支援会議開催後

- キーパーソンについては、ケースワーカーの働きにより、叔父が担う事となる。
- 卒業に必要な単位取得ができていない状況については、キーパーソンである叔父からも本人への声掛けをして頂き、寄り添いながら単位取得への支援を行う。
- 本人の居場所づくりや地域とつながりづくりについては、地域の福祉委員会主催のサロンの担い手であるスタッフ側として参加することで、地域住民の見守りのもと、生活ができるようになった。

※半年後にモニタリングを開催し、特に新たな課題がなければ終結としていく。

いきいきネット相談支援センター 福祉の出張相談コーナー

福祉サービスについての疑問や質問、身近なことで困っていることはありませんか？
 様々な機関と連携し、みなさんのご不安をサポートします。
 私たちCSW（コミュニティソーシャルワーカー）は、「見守り・発見・相談からサービスへのつなぎ」をする役割を担っています。

市民プラザ名	相談日（毎月） *但し1月を除く
東体育館	第1火曜日 (偶数月のみ)
中鴻池市民プラザ「グリーンパル」	第1金曜日
若江岩田市民プラザ「くすのきプラザ」	第1月曜日
布施駅前市民プラザ「夢広場」	第1水曜日
近江堂市民プラザ「はすの広場」	第1木曜日

※13:30～16:00 ※祝日の場合は変更になります。

※1月はお休みとさせていただきます。

※東大阪市からの委託を受けており安心して相談ください。相談は無料です。
 プライバシーは厳守します。

■ 事業についての問い合わせ先

東大阪市福祉部地域福祉課

T E L 06-4309-3181

F A X 06-4309-3815

■ いきいきネット相談支援センターの調整役

東大阪市社会福祉協議会

T E L 072-962-8011

東大阪市立角田総合老人センター内

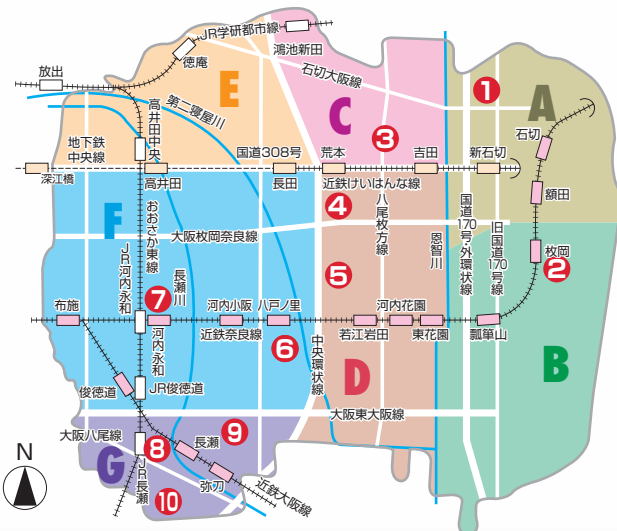
F A X 072-963-2020

COW(社協地域担当職員) 配置施設一覧

担当校区		施設所在地
A	石切東 石切西 孔舎岡	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立五条老人センター 五条町9-45 地図② TEL.072-985-3751 FAX.072-986-7592
B	枚岡東南 繩手上四 繩手北 池島	
C・D	成池和 鴻池東 北宮納 加弥栄 英田南 英田北	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立角田総合老人センター 角田2-3-8 地図③ TEL.072-962-8011 FAX.072-963-2020
D	玉川川 岩田美 若田西 花園江 花園北 玉串	
E・F	森河内 楠岐部 意高井東 高井田西 小阪里 八戸ノ	
F・G	荒川川 長堂瀨 三ノ瀨 菱屋和 永平寺 上小阪 八戸ノ東	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立高井田老人センター 高井田元町1-2-13 地図⑦ TEL.06-6789-3751 FAX.06-6789-9174
G	長瀬北 長瀬西 長瀬東 長瀬南 弥刀東 弥刀東 柏田	

CSW(コミュニティソーシャルワーカー) 配置施設一覧

担当中学校区 義務教育学校区	施設所在地
孔舎岡 石切	社会福祉法人 仁風会 相談支援センター ビオスの丘 日下町4-1-42 地図① TEL.072-986-0294 FAX.072-986-9003
繩手北 枚岡	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立五条老人センター 五条町9-45 地図② TEL.072-986-7673 FAX.072-986-7592
くずは繩手南 繩手	
池島学園 盾津	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立角田総合老人センター 角田2-3-8 地図③ TEL.072-962-8265 FAX.072-963-2020
盾津東 英田	
玉川 花園	社会福祉法人 青山会 生活支援センター 菱屋東2-4-21相栄ロイヤルビル5階 地図⑤ TEL.072-968-8065 FAX.072-968-8076
意岐部 若江	NPO法人 生きがい事業団かどや 街かどデイハウス すずめの学校(分室) 荒本1-1-24 地図④ TEL.06-6781-2002 FAX.06-6781-2002
楠根 高井田	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立高井田老人センター 高井田元町1-2-13 地図⑦ TEL.06-6789-7206 FAX.06-6789-9174
新喜多 長栄	
小阪	社会福祉法人 ひびき福祉会 アクティビティーセンターひびき 中小阪5-14-23 地図⑥ TEL.06-6732-1127 FAX.06-6725-6522
金布 岡施	NPO法人 ヒューマンライツながせ21 蛇草障害者作業所「パオ」 長瀬町3-6-8 地図⑧ TEL.06-6729-2825 FAX.06-6729-9346
弥刀 上小阪	社会福祉法人 真優福祉会 さつきこども園 近江堂2-6-30 地図⑨ TEL.06-6730-8780 FAX.06-6728-2125
柏田 長瀬	社会福祉法人 インクルーシヴライフ協会 衣摺4-1-8関西ハイツ1階 地図⑩ TEL.06-6725-2754 FAX.06-6729-5016



相談の受付は
月曜日から金曜日の午前9時～午後5時
相談は無料です